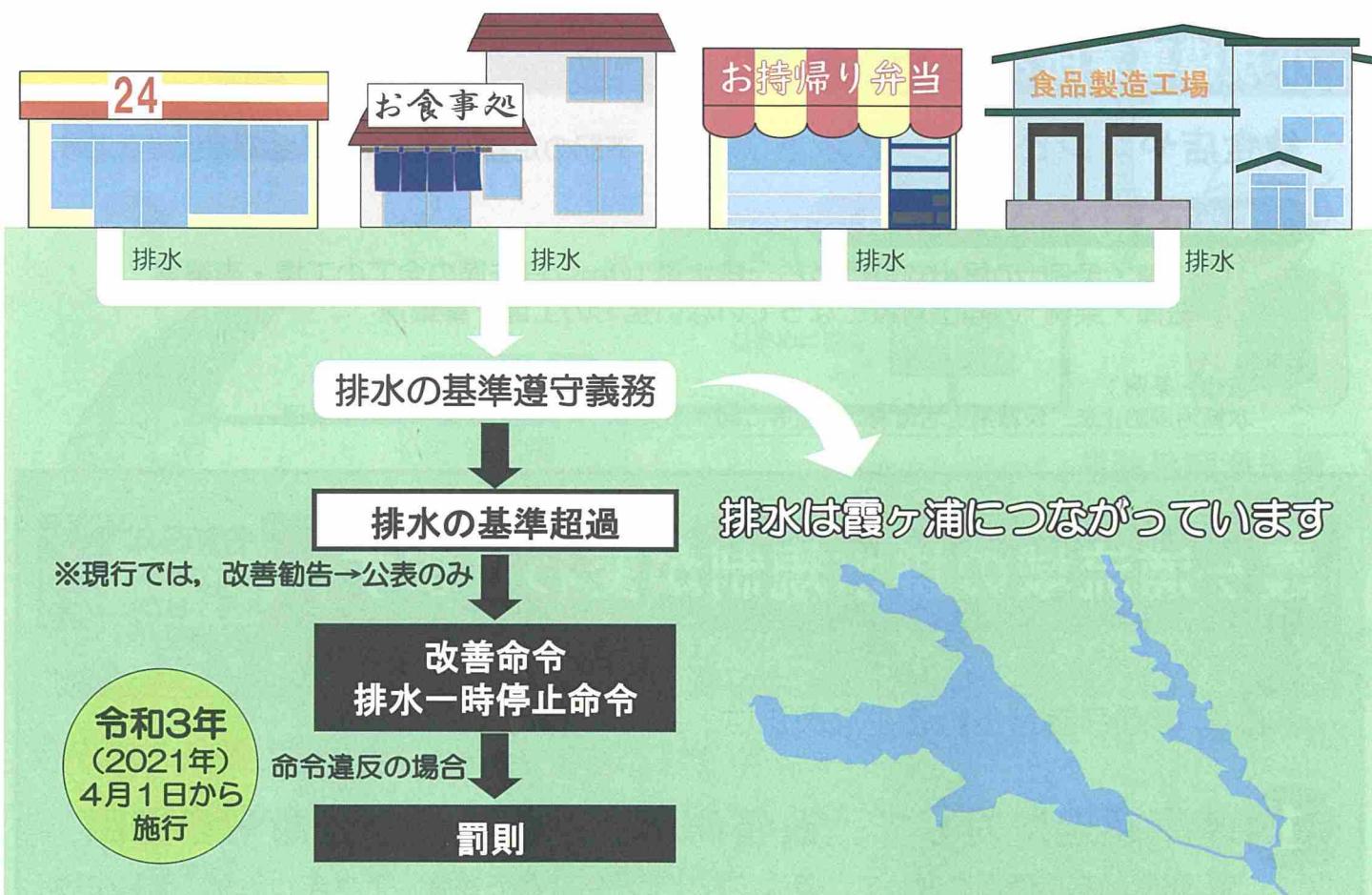


霞ヶ浦流域の小規模事業所の排水規制が変わります

令和3年（2021年）4月1日から施行

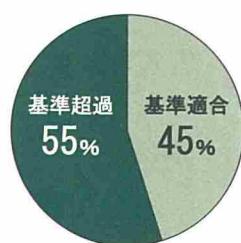
排水はきちんと処理してから流しましよう



小規模事業所については、個々の排水量は少ないものの、その数が多く、県の実態調査では半分以上が排水の基準を超過しており、霞ヶ浦への影響を見過ごすことができない状況です。

そこで、県では、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、令和3年（2021年）4月1日から霞ヶ浦流域の小規模事業所への排水規制を強化します。霞ヶ浦流域の小規模事業所の皆様に、排水処理を徹底していただくことなどにより、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指します。

小規模事業所の実態調査*における排水の基準超過の割合



* 平成23、24年度（2011、2012年度）実施



小規模事業所の排水の基準が定められています

平成19年（2007年）から霞ヶ浦流域の小規模事業所に遵守いただかなくてはならない排水の基準が、霞ヶ浦水質保全条例に定められています。
排水規制強化後も、排水の基準は変更ありません。

	BOD	浮遊物質量	窒素	りん
日間平均	20 mg/L	30 mg/L	—	—
最大	25 mg/L	40 mg/L	45 mg/L	6 mg/L

※ BOD：水中の有機物の量を示す指標

小規模事業所とは

飲食店やコンビニエンスストアなど、下記の定義に当てはまる全ての事業所です。

霞ヶ浦水質保全条例での定義

- ① 法律・条例*の届出対象のうち、排水量10m³/日未満の全ての工場・事業場
- ② 法律・条例*の届出対象となっていない全ての工場・事業場

* 法律・条例：
水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例

霞ヶ浦流域の排水規制が変わります

令和3年
(2021年)
4月1日から
施行

2 年後から施行される主な改正は、次の3点です。

1 基準超過に対して、改善命令・排水一時停止命令を発出

排水の基準超過に対して、県はこれまで勧告などで規制してきましたが、改善命令や排水一時停止命令が発出できるようになります。

2 改善命令に従わなかった場合、罰則を適用

最大100万円の罰金などが課せられます。

3 要件により排水の水質測定を義務化

上記記載の定義①の工場・事業場については、定期的な排水の水質測定とその結果の記録等が義務づけられます。

（定義②の工場・事業場については、義務化はありません。）

基準を遵守するためには

チェック！

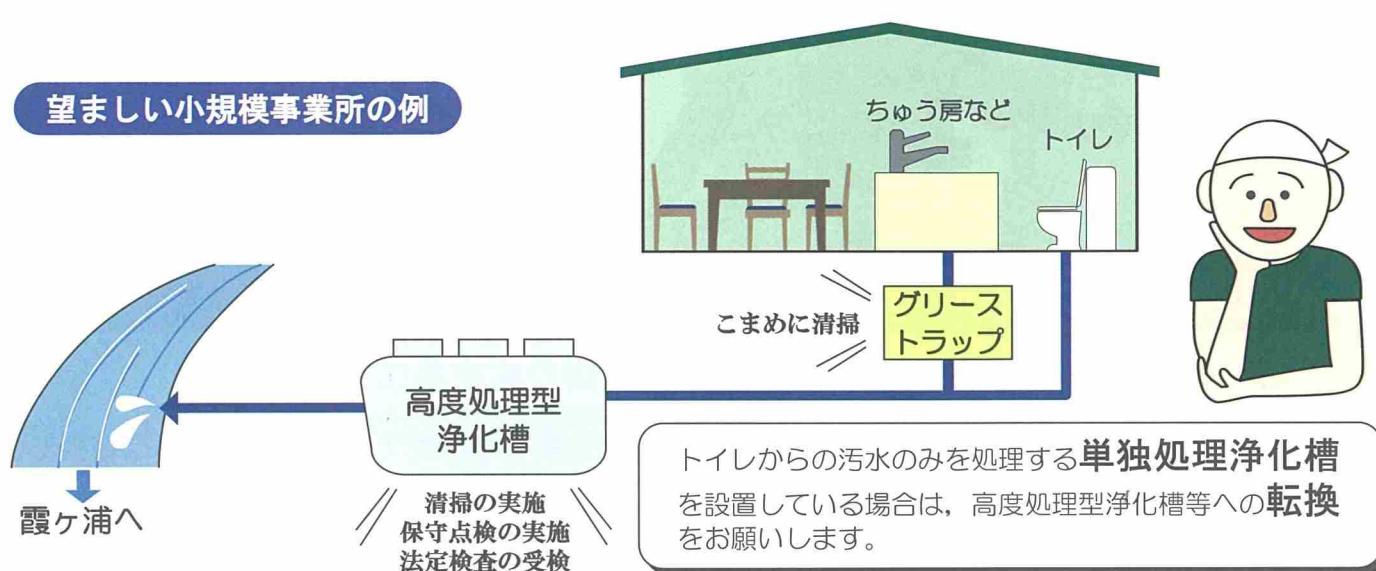
トイレや雑排水も含めた
お店のすべての事業排水を
どのように処理していますか？

- 高度処理型浄化槽等の排水処理施設を設置していますか。
- 下水道や農業集落排水施設に接続していますか。

排水処理施設を設置している場合
維持管理のルールを
守っていますか？

- 設置者自らが維持管理（保守点検、清掃）に責任をもつことが必要です。
- 浄化槽の場合、浄化槽法で年1回の法定検査が義務付けられています。

望ましい小規模事業所の例



改善対策をしたい事業者へ 支援を行っています

茨城県環境保全施設資金融資制度

裏面の相談窓口へご相談ください。

対象者	霞ヶ浦流域の小規模事業所
融資期間	最大7年間（1年以内の据置可）
融資限度額	融資対象となる事業費の80%以内 (最大2,500万円)
利子補給率	融資利率と同率（実質無利子）
償還方法	元金均等償還

排水処理施設の整備に対して
実質無利子の融資
を行います。

- ・店舗によっては、さらに補助も受けられます。

店舗兼住宅で高度処理型浄化槽の設置を検討される事業者は、要件により補助が受けられる場合があります。お住いの市町村の補助事業担当課へご相談ください。

- 例) 店舗兼住宅のうち住宅部分の面積が2分の1を超える事業者が、10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する場合 等

霞ヶ浦流域とは

流域図（太線内）



流域図の太線内が霞ヶ浦流域です。
霞ヶ浦流域内にある県内の小規模事業所が、このリーフレットでご説明する排水規制の対象となります。

市町村名、字名を確認したい場合は、
インターネットで検索してください。

茨城県 霞ヶ浦流域一覧

検索

小規模事業所の排水規制についての相談窓口

まずは、ワンストップ窓口へお電話を

なお、法律・条例の届出対象の小規模事業所*は、直接、県民センター等窓口でのご相談も受付しております。

* 2ページ、霞ヶ浦水質保全条例での定義をご覧ください。



茨城県

ワンストップ窓口

県民生活環境部 環境対策課 **029-301-2966**

県民センター等窓口

環境政策課 県央環境保全室
029-301-3044

笠間市★、小美玉市、茨城町

県南県民センター環境・保安課
029-822-7048

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市★、
稲敷市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、
河内町、利根町

鹿行県民センター環境・保安課
0291-33-6056

鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

県西県民センター環境・保安課
0296-24-9134

下妻市、筑西市★、桜川市

※ ★が付いた市は、各市の環境保全担当課が排水規制の担当になります。